

平成23年度ポジティブリスト制度に係わる生乳の定期的検査の 実施結果について

平成24年1月
社団法人日本酪農乳業協会

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、定期的な残留検査を実施することとしています。本年度は平成23年11月から12月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。

その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、(社)中央酪農会議が20年度に実施した使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した動物用医薬品、牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質(βラクタム系抗生物質)及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除いた別表の北海道7物質、都府県14物質を平成23年度定期的検査対象物質とした。その内訳は以下の通り。

- ① わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 …北海道2物質 都府県4物質
- ② 牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤 …北海道5物質 都府県10物質

2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計80検体で延べ196件を検査した。

3. 検査結果

(1) 定期的検査

検査結果は別表1のとおりで、すべて「基準値以下」であった。

※ 検査物質等詳細については、別表1のとおり。

以上

(別表1)

平成23年度生乳の定期的検査対象物質検査の結果について

平成24年1月
(社)日本酪農乳業協会

No.	物質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
		北海道	都府県				
1	カナマイシン	○	○	16	0.4	微生物定量法	基準値以下
2	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	○	○	16	0.2	微生物定量法	基準値以下
3	オキシテトラサイクリン, クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	—	○	12	0.1	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
4	デキサメタゾン	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
5	DEP(トリクロルホン)	○	—	4	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
6	フェニトロチオン	○	○	16	0.002	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
7	ペルメトリン	○	○	16	0.1	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
8	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	○	○	16	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
9	シロマジン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
10	エトフェンプロックス	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
11	ピリプロキシフェン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
12	イベルメクチン	—	○	12	0.01	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
13	シフルトリン	—	○	12	0.04	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
14	イミダクロプリド	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
15	[モノ, ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	○	○	16	1.0	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
計		7	14	196			

注) 検査機関:(財)日本食品分析センター